

## 給水装置の主管部に設置する活水器及び浄水器等の取扱い要領

水道水の水質保全及び水質責任範囲を明確にするため、活水器及び浄水器等（以下「活水器等」という。）の設置及び維持管理に関しては次のとおり取り扱う。

### 1 事務処理

- (1) 設計審査（受付）時に、「活水器等設置申請書」を一部提出させる。
- (2) 提出された活水器等設置申請書を一部複写して、それぞれ完成図とともに保管する。また、活水器等が自己認証品の場合は別途「自己認証品使用報告書」を提出させる。

### 2 維持管理

- (1) 水道部の水質責任範囲は活水器等の上流側までとし、これより下流側は設置者の自己責任とする。
- (2) 水道部が対応する水質検査は、原則として活水器等の上流側の水栓で行うものとする。

### 3 その他

配管構造等については、水道施設設計指針等を参照のこと。

・平成 19 年 6 月より適用

年 月 日

## 活水器等設置申請書

三郷市長様

活水器等の設置場所	設置場所（所在地）
申請者（所有者） の住所・氏名	住所 氏名 印 TEL
指定給水装置工事事 業者	住所 氏名 印 TEL 指定番号 主任技術者名 印
活水器等の型式名等	メーカー： 型式：

給水装置の主管部への活水器又は浄水器等の設置について、下記の条件を承諾の上申請します。

### 記

（水質責任について）

- 1 三郷市水道部の水質責任範囲は、活水器等の上流までとし、これより下流は申請者（所有者）の責任で管理します。

（維持管理について）

- 2 給水条例第22条「水道使用者等の管理上の責任」の規定に基づき、活水器等の使用に応じて適正な管理を行います。

（利害関係人への周知）

- 3 集合住宅等、申請者（所有者）以外の使用者がいる場合は、活水器等の使用状況及び管理責任等について説明し、使用についての承諾を得ておきます。

（その他）

- 4 活水器等に起因して問題が生じた場合は、申請者（所有者）が責任をもって解決します。